

# 令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	12	府省庁名	金融庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置の延長		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>銀行等保有株式取得機構（以下「機構」という。）は、株式等の保有制限の導入に伴い、銀行等による株式等の処分が市場で短期かつ大量に行われることによって信用秩序の維持に重大な支障が生じることのないよう、市場売却を補完するセーフティネットとして、「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」（以下「保有制限法」という。）に基づき、銀行等を会員として設立された認可法人であり、機構が行う銀行等が保有する株式等の買取業務（以下単に「買取業務」という。）は、高い公共性を有している。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>機構については、令和2年3月31日までの間に開始する各事業年度の事業税に限り、資本金等の額を10億円とする資本割の特例措置が講ぜられており、当該措置の機構の存続期限までの延長を要望するもの。</p>		
関係条文	地方税法第72条の12第1号ロ、地方税法附則第9条第3項		
減収見込額	<p>[初年度] — （ ▲144 ） [平年度] — （ ▲144 ）</p> <p>[改正増減収額] — （単位：百万円）</p>		
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保し、銀行等が保有する株式等の処分を円滑に進めることにより、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>① 機構は、銀行等による株式等の処分が市場で短期かつ大量に行われることによって信用秩序の維持に重大な支障が生じることのないよう、市場売却を補完するセーフティネットとして、保有制限法に基づき設立された認可法人であり、機構が行う買取業務は、高い公共性を有していること</p> <p>② 機構の資本金等は、会員である銀行等から得た拠出金であり、当該拠出金は機構の解散時においてまず借入金等の弁済に充当されるもの（完済できない場合には、国民負担となる。）であり、さらに、会員に対する残余財産の分配も拠出金の2倍までに限定されている（超過部分は国庫納付される。）等、通常の事業会社の資本金とはまったく性格を異にしていること</p> <p>を踏まえると、機構が買い取った株式等の価格下落に起因する解散時の国民負担を極力回避する観点から、機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保することが適当であり、事業税に係る資本割の特例措置は必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし		
	ページ	12—1	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	I-2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備
	政策の達成目標	機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保し、銀行等による株式等の処分を円滑化することにより、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資すること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	機構の存続期限まで
	同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
政策目標の達成状況	要望内容の性格上、計数的な指標をもって定量的に示すことは困難である。	
有効性	要望の措置の適用見込み	本特例措置は、機構のみが適用を受け、適用総額は274.8億円となる見込み。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	機構による買取業務は、銀行等による株式等の処分(市場売却)を補完するセーフティネットとして高い公共性を有し、信用秩序の維持に不可欠なものである。 本特例措置が講じられることにより、機構の財務面での安定的な業務運営基盤が確保され、銀行等による株式等の処分(市場売却)を補完するセーフティネットとしての機能発揮に寄与するものであり、政策目標の達成に有効なものとなっている。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	○国税 ・ 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越しについて、内国法人は、各事業年度開始の日前10年以内(令和2年度)に開始した事業年度において生じた欠損金のみ繰越しの対象となること、機構は、年数の制限なく繰越し控除が可能であるとされている(保有限限法第58条第1項)。 ・ 欠損金の繰越し控除額について、中小法人等以外の法人は、繰越し控除をする事業年度における繰越し控除前所得の100分の50相当額(令和2年度)が限度であること、機構は、繰越し控除前所得を限度額として繰越し控除が可能であるとされている(保有限限法第58条第1項)。 ・ 欠損金の繰戻し還付について、中小法人等以外の法人には適用されないが、機構には、繰戻し還付の適用があるとされている(保有限限法第58条第3項)。  ○地方税 ・ 法人税割について、国税における措置と同様に、年数の制限なく欠損金の繰越しが可能であるとされている(保有限限法第58条第4項)。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性	機構による買取業務は、銀行等による株式等の処分(市場売却)を補完するセーフティネットとして高い公共性を有し、信用秩序の維持に不可欠なものである。 本措置は、機構の財務面での安定的な業務運営基盤の確保に寄与するものであり、銀行等による株式等の処分を円滑化することにより、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資するとの政策目標に合致するものである。	

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>各年度とも、適用対象は機構のみであり、令和元年度まで適用を受けている。</p> <p>&lt;過去3年間の減収額&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(年度)</th> <th>(減収額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>144百万円</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>144百万円</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>144百万円</td> </tr> </tbody> </table>	(年度)	(減収額)	平成29年度	144百万円	平成30年度	144百万円	令和元年度	144百万円
(年度)	(減収額)								
平成29年度	144百万円								
平成30年度	144百万円								
令和元年度	144百万円								
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>①適用総額の種類 課税標準（資本金等の額）</p> <p>②適用実績 27,478,679千円</p>								
<p>税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>本措置は、機構の財務面での安定的な業務運営基盤の確保に寄与するものであり、機構が担う銀行等による株式等の処分（市場売却）を補完するセーフティネットとしての機能を十分に発揮させ、ひいては金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に寄与するものとなっている。</p>								
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保し、銀行等による株式等の処分を円滑化することにより、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資すること。</p>								
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>本特例措置により、機構の財務面での安定的な業務運営基盤の確保に寄与している。</p>								
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成16年度税制改正において創設（新設）され、平成21年度税制改正において5年間の延長、平成26年度税制改正において3年間の延長、さらに平成29年度税制改正において3年間の延長が認められている。</p>								
<p>ページ</p>	<p>12—3</p>								